

地方整備局等における入札談合の再発防止対策の実施状況（令和5年度）

コンプライアンスの推進体制

- 全地方整備局において「コンプライアンス推進本部」を設置し、「コンプライアンス推進計画」に基づいて再発防止策を推進。本部会合を原則毎月開催し、具体的措置の状況等を確認。外部有識者からなる「アドバイザリー委員会」を設置し、コンプライアンス推進計画の取組状況等に関する意見を聴取。

1. 研修の徹底

- 各種研修にコンプライアンスの科目を追加するとともに、一方的な講義形式ではなく、コンプライアンスに関する不祥事例等を活用したグループ討議形式を導入し、各職員が意見を出し合い相互の理解を深める研修を実施。
- 事務所長等を対象として、外部講師（大学教授、公正取引委員会、弁護士等）による談合等の不正行為や刑罰等についての講習会・研修会を実施。
- コンプライアンス・インストラクター（内部職員）等による各事務所でのコンプライアンス講習会を開催。
- 本局適正業務管理官等による事務所への巡回出前講習会の実施。
- 公務員の不祥事案を各事務所へ情報提供。
- 国土交通大学校において、各地方整備局等のコンプライアンス指導者を養成するための研修（有識者による講義、研修員相互による課題研究・座談会）を実施。

2. 意識改革に向けた取組

- コンプライアンス・ミーティング（課等の単位で実施）を実施（年4回程度）。
- 管内を数ブロックに分割してブロック会議を開催し、複数の事務所相互間で取組状況などについて意見交換等を実施。また、事務所長以下の幹部間、本局担当官と事務所等担当課長間など、様々な関係者間においても実施。
- 全職員を対象に、行政パソコンの立ち上がり時にコンプライアンスメッセージを表示。
- eラーニング等により服務・倫理・発注者綱紀保持に関する基礎的な理解度のチェックを実施し、正解率の低かった項目は、指導や講習会等に活用。
- コンプライアンス携帯カードやコンプライアンス・ハンドブックの全職員への配布のほか、不当な働きかけを防止するポスターの掲示などにより、通常業務での認識を徹底。
- 地域の建設業者等に対して、文書及びホームページ等によりコンプライアンスの取組の趣旨、内容等について周知し、理解と協力を要請。
- Teams などの情報共有ツール、1 on1 ミーティング及び声かけなど、多様なコミュニケーション手法の活用により、相互理解の機会を増やし、風通しの良い職場環境づくりを実施。

3. 外部通報窓口の設置

- 職員がより通報しやすくするために不正行為等に対する外部通報窓口を設置。

4. 情報管理の徹底

- 各地方整備局等において、「発注者綱紀保持規程」、「発注者綱紀保持マニュアル」に基づき、情報の適切な管理に関する責任者を明確化。併せて、契約情報等のパスワード管理等を徹底。

5. 入札契約手続の見直しに係る実施状況

- 入札書・技術資料の同時提出について、平成26年度から、全地整等において、入札書・技術資料の同時提出を一般土木Cの工事のうち、施工能力評価型（※）を適用する工事について全面的に実施。また、各地整等において、必要に応じ、その他の工事においても実施。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として柔軟な対応が必要な場合については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」という通知に基づき、同時提出の適用を緩和。

※ 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認したり（Ⅰ型）、企業・技術者の能力等で確認し（Ⅱ型）、技術提案までは求めないもの。

6. 工事費内訳書の提出等の義務化

- 入札時の工事費内訳書の提出及びその確認等について、平成27年3月6日付けで、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正を踏まえ、「工事費内訳書の提出について」を発出し、各地整等において、平成27年4月から、競争入札に付する全ての工事において、工事費内訳書の提出を求めることとした。